

北海道檜山海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
長海区第1号	長万部漁業協同組合	山越郡長万部町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 豊浦町と長万部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D1 基点第3号 国土地理院三角点 紋別から37度00分 2,000メートルの点 基点第4号 国土地理院三角点 鉄 基点第5号 国土地理院三角点 番屋 基点第6号 長万部町と八雲町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から183度00分 5,000メートルの点 点2 基点第2号から157度30分 5,000メートルの点 点3 基点第4号から115度00分 5,000メートルの点 点4 基点第5号から97度30分 5,000メートルの点 点5 基点第6号から97度30分 5,000メートルの点 点6 基点第6号から97度30分 2,000メートルの点 点7 基点第3号から124度00分 1,500メートルの点 点8 基点第2号から157度30分 1,000メートルの点 点9 基点第1号から183度00分 1,000メートルの点	第一種区画漁業	かき養殖業、ほたてがい養殖業、ほや養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長万部町	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)ほたてがい養殖業の総施設台数は、6,365台以内とし、このうち成員養殖施設台数は、4,171台以内でなければならない。(幹綱100メートルをもって1台とする。) (3)本養成年業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。 (4)毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。 (5)知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。 (6)ほたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該稚仔確保のために必要な措置を指示する権利がある。
八海区第1号	八雲町漁業協同組合	二世郡八雲町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 長万部町と八雲町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 遊楽部 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.3(北海道三角点 北85°) 基点第4号 八雲町野田生と東野の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から97度30分 5,000メートルの点 点2 基点第3号から19度30分 5,000メートルの点 点3 基点第4号から43度30分 5,000メートルの点 点4 基点第4号から43度30分 1,000メートルの点 点5 基点第3号から19度30分 1,000メートルの点 点6 基点第2号から67度31分 1,000メートルの点 点7 基点第1号から97度30分 1,000メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業、ほたてがい養殖業、ほや養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	八雲町(東野、落部、栄浜、入沢、熊石泉岱町、熊石折戸町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石昇日町、熊石鮎川町、熊石大谷町、熊石平町、熊石岩岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町を除く)	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)ほたてがい養殖業の総施設台数は、5,646台以内とし、このうち成員養殖施設台数は、3,632台以内でなければならない。(幹綱100メートルをもって1台とする。) (3)本養成年業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。 (4)毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。 (5)知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。 (6)ほたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該稚仔確保のために必要な措置を指示する権利がある。
八海区第2号	落部漁業協同組合	二世郡八雲町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 八雲町野田生と東野の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 八雲町と森町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から43度 30分 5,000メートルの点 点2 基点第2号から27度 30分 5,000メートルの点 点3 基点第2号から27度 30分 1,000メートルの点 点4 基点第1号から43度 30分 1,000メートルの点	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業、ほや養殖業、うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	八雲町東野、落部、栄浜及び入沢	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)ほたてがい養殖業の総施設台数は、4,195台以内とし、このうち成員養殖施設台数は、2,000台以内でなければならない。(幹綱100メートルをもって1台とする。) (3)本養成年業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。 (4)毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。 (5)知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。 (6)ほたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該稚仔確保のために必要な措置を指示する権利がある。
森海区第1号	森漁業協同組合	茅渚郡森町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線から沖合500メートルの線によって囲まれた区域 基点第1号 八雲町と森町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D12 基点第3号 森町宇尾白内町と宇砂原の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から27度30分 5,000メートルの点 点2 基点第2号から344度30分 4,200メートルの点 点3 基点第3号から346度15分 4,000メートルの点	第一種区画漁業	かき養殖業、ほたてがい養殖業、ほや養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	森町(森町宇砂原を除く)	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)ほたてがい養殖業の総施設台数は、5,000台以内とし、このうち成員養殖施設台数は、2,830台以内でなければならない。(幹綱100メートルをもって1台とする。) (3)本養成年業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。 (4)毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。 (5)知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。 (6)ほたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該稚仔確保のために必要な措置を指示する権利がある。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
森海区第2号	砂原漁業協同組合	茅部郡森町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 森町字尾白内町と宇砂原の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 度杭崎 基点第3号 国土地理院三角点 度杭崎から96度15分 2、100メートルの点 基点第4号 国土地理院三角点 砂崎 点1 基点第1号から346度15分 4、000メートルの点 点2 点3から341度00分 4、125メートルの点 点3 基点第4号から263度00分 1、450メートルの点 点4 基点第3号から0度00分 430メートルの点 点5 基点第2号から0度00分 670メートルの点 点6 基点第1号から346度15分 500メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業、かき養殖業、ほたてがい養殖業、ほや養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	森町宇砂原	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)ほたてがい養殖業の総施設台数は、1182台以内とし、このうち成員養殖施設台数は、578台以内でなければならない。(幹綱100メートルをもって1台とする。) (3)本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。 (4)毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。 (5)知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。 (6)ほたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該稚仔確保のために必要な措置を指示するものとする。
森海区第3号	砂原漁業協同組合	茅部郡森町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 松失崎 基点第2号 森町と鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から32度30分 4、000メートルの点 点2 基点第1号から42度30分 4、100メートルの点 点3 基点第2号から32度30分 4、000メートルの点 点4 基点第2号から32度30分 2、760メートルの点 点5 基点第1号から32度30分 1、320メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業、かき養殖業、ほたてがい養殖業、ほや養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	森町宇砂原	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)ほたてがい養殖業の総施設台数は、168台以内とし、このうち成員養殖施設台数は、120台以内でなければならない。(幹綱100メートルをもって1台とする。) (3)本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。 (4)毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。 (5)知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。 (6)ほたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該稚仔確保のために必要な措置を指示するものとする。
鹿海区第1号	鹿部漁業協同組合	茅部郡鹿部町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 森町と鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.22から143度10分 240メートルの点 点1 基点第1号から32度30分 4、000メートルの点 点2 基点第2号から32度30分 4、000メートルの点 点3 基点第2号から32度30分 700メートルの点 点4 基点第1号から32度30分 700メートルの点	第一種区画漁業	かき養殖業、ほたてがい養殖業、ほや養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿部町	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)ほたてがい養殖業の総施設台数は、769台以内とし、このうち成員養殖施設台数は、453台以内でなければならない。(幹綱100メートルをもって1台とする。) (3)本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。 (4)毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。 (5)知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。 (6)ほたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該稚仔確保のために必要な措置を指示するものとする。
鹿海区第2号	鹿部漁業協同組合	茅部郡鹿部町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No.3(北海道水産林務部三角点 水D23～)から181度49分 650メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.6(北海道水産林務部三角点 水D25～)から140度23分 325メートルの点 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.5(国土地理院三角点 鹿部高森～) 点1 点2から327度37分55秒 2、600メートルの点 点2 点3から50度 00分 800メートルの点 点3 基点第2号から60度 00分 2、900メートルの点 点4 点5から60度 00分 1、000メートルの点 点5 点6から334度 40分 1、000メートルの点 点6 基点第3号から60度 00分 1、700メートルの点 点7 基点第3号から60度 00分 700メートルの点 点8 基点第2号から60度 00分 900メートルの点 点9 基点第1号から60度 00分 400メートルの点 点10 基点第1号から60度 00分 2、400メートルの点 点11 点10から321度07分18秒 300メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業、かき養殖業、ほたてがい養殖業、ほや養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿部町	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)ほたてがい養殖業の総施設台数は、706台以内とし、このうち成員養殖施設台数は、470台以内でなければならない。(幹綱100メートルをもって1台とする。) (3)本養成作業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。 (4)毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。 (5)知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。 (6)ほたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該稚仔確保のために必要な措置を指示するものとする。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北海道第3号	鹿部漁業協同組合	茅部郡鹿部町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No.3(北海道水産林務部三角点 水D28～)から145度39分 65メートルの点 基点第2号 鹿部町と函館市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から51度00分 1,800メートルの点 点2 基点第2号から32度30分 1,800メートルの点 点3 基点第2号から32度30分 300メートルの点 点4 基点第1号から12度41分 309メートルの点 点5 点4から51度00分 300メートルの点 点6 点5から124度15分 500メートルの点 点7 点6から51度00分 600メートルの点 点8 点7から304度15分 300メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業、かき養殖業、ほたてがい養殖業、ほや養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	鹿部町	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)ほたてがい養殖業の総施設台数は、327台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、159台以内でなければならない。(幹線100メートルをもって1台とする。) (3)本養成年業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。 (4)毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。 (5)知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。 (6)ほたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該稚仔確保のために必要な措置を指示することがある。
函海区第1号	南かやべ漁業協同組合	函館市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 鹿部町と函館市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D30 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.7(北海道水産林務部三角点 水D30～) 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水D32 基点第5号 北海道水産林務部図根点 No.9(北海道水産林務部三角点 水D32～) 基点第6号 北海道水産林務部三角点 水D34 基点第7号 国土地理院三角点 井天島 基点第8号 函館市安浦町と川汲町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から32度30分 1,500メートルの点 点2 基点第2号から45度30分 1,500メートルの点 点3 基点第3号から37度00分 1,500メートルの点 点4 基点第3号から37度00分 2,000メートルの点 点5 基点第3号から49度00分 2,000メートルの点 点6 基点第4号から40度00分 2,000メートルの点	第一種区画漁業	あわび養殖業、うに養殖業、こんぶ養殖業、わかめ養殖業、ほたてがい養殖業、ほや養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	函館市岩戸町、双見町、大船町、豊崎町、臼尻町及び安浦町	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)ほたてがい養殖業の総施設台数は、540台以内とし、このうち成貝養殖施設台数は、540台以内でなければならない。(幹線100メートルをもって1台とする。) (3)本養成年業終了後において、養殖実態を調査し、調査結果を知事に報告しなければならない。 (4)毎年度の生産実績を知事に報告しなければならない。 (5)知事は漁場管理上及び試験調査のため必要があると認めるときは、承認施設台帳及び施設配置図の提出を求めることがある。 (6)ほたてがいの採苗確保に不足が生じる恐れがあるときは、知事は当該稚仔確保のために必要な措置を指示することがある。
函海区第2号	南かやべ漁業協同組合	函館市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 函館市安浦町と川汲町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 黒簗岬 基点第3号 国土地理院三角点 木直 基点第4号 北海道水産林務部図根点 No.27(北海道水産林務部三角点 水D45～) 基点第5号 函館市古部町と鯉子町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から38度45分 1,500メートルの点 点2 基点第2号から356度30分 1,500メートルの点 点3 基点第2号から30度30分 1,850メートルの点 点4 基点第3号から32度00分 1,500メートルの点 点5 基点第4号から29度00分 1,500メートルの点 点6 基点第5号から36度03分 1,500メートルの点	第一種区画漁業	あわび養殖業、うに養殖業、こんぶ養殖業、わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	函館市川汲町、尾札郎町、木直町及び古部町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
函海区第3号	えさん漁業協同組合	函館市地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No.6(北海道水産林務部三角点 水D1～)から180度00分 100メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.6(北海道水産林務部三角点 水D2～) 点1 基点第1号から42度00分 800メートルの点 点2 点1から13度01分 287メートルの点 点3 点2から63度11分 396メートルの点 点4 点3から160度22分 641メートルの点 点5 基点第2号から42度00分 1,140メートルの点 点6 基点第2号から42度00分 970メートルの点 点7 点6から145度16分30秒 250メートルの点 点8 点9から145度16分30秒 370メートルの点 点9 基点第2号から42度00分 380メートルの点 点10 基点第2号から42度00分 40メートルの点 点11 基点第1号から42度00分 150メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業、ほたてがい養殖業、かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	函館市鯉子町、新浜町、新八幡町、絵紙山町、新恵山町、富浦町、島治町、元村町、恵山岬町、恵山町、柏野町、御崎町、古武井町、日ノ浜町、高田町、吉垣町、豊浦町、大淵町、中浜町、女那川町、川上町、日和山町及び日浦町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
函海区第4号	えさん漁業協同組合	函館市地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点 水D5から259度10分 160メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.3(北海道水産林務部三角点 水D5へ) 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水D7 基点第4号 函館市恵山町と古武井町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から149度00分 1,000メートルの点 点2 基点第3号から149度00分 1,000メートルの点 点3 点4から154度30分 110,00メートルの点 点4 点5から176度10分 747,50メートルの点 点5 基点第4号から189度27分35秒 420,31メートルの点 点6 基点第3号から149度00分 300メートルの点 点7 基点第2号から149度00分 300メートルの点 点8 基点第1号から149度00分 200メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	函館市鯉子町、新浜町、新八幡町、絵紙山町、新恵山町、富浦町、島泊町、元村町、恵山岬町、恵山町、柏野町、御崎町、古武井町、日ノ浜町、高岱町、吉畑町、豊浦町、大淵町、中浜町、女那川町、川上町、日和山町及び日浦町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
函海区第5号	えさん漁業協同組合	函館市地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 成田から227度17分08,38秒 433,708メートルの点 点1 基点第1号から117度00分 40,4メートルの点 点2 基点第1号から139度00分 96,2メートルの点 点3 基点第1号から188度00分 113,5メートルの点 点4 基点第1号から211度30分 75,7メートルの点	第二種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
函海区第6号	えさん漁業協同組合	函館市地先	次の点1、点2、点3、点4、点5及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 点1 X=-246404.60 Y=72672.80 (座標系11系) 点2 X=-247919.80 Y=70821.90 (座標系11系) 点3 X=-247791.60 Y=70626.30 (座標系11系) 点4 X=-246865.00 Y=71026.60 (座標系11系) 点5 X=-245863.70 Y=72192.70 (座標系11系)	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	函館市鯉子町、新浜町、新八幡町、絵紙山町、新恵山町、富浦町、島泊町、元村町、恵山岬町、恵山町、柏野町、御崎町、古武井町、日ノ浜町、高岱町、吉畑町、豊浦町、大淵町、中浜町、女那川町、川上町、日和山町及び日浦町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
函海区第7号	えさん漁業協同組合	函館市地先	次の点1、点2、点3、点4、点5及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No.1(北海道水産林務部三角点 水D10へ)から335度41分36秒 408,99メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.7(北海道水産林務部三角点 水D10へ)から168度13分 115メートルの点 点1 点5から135度30分 700メートルの点 点2 基点第2号から121度00分 1,450メートルの点 点3 基点第2号から121度00分 250メートルの点 点4 基点第1号から110度30分 400メートルの点 点5 基点第1号から110度30分 1,185メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	函館市鯉子町、新浜町、新八幡町、絵紙山町、新恵山町、富浦町、島泊町、元村町、恵山岬町、恵山町、柏野町、御崎町、古武井町、日ノ浜町、高岱町、吉畑町、豊浦町、大淵町、中浜町、女那川町、川上町、日和山町及び日浦町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
函海区第8号	えさん漁業協同組合	函館市地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 寄貝歌から227度25分44. 4秒 190. 424メートルの点 点1 基点第1号から63度42分01秒 255. 040メートルの点 点2 基点第1号から76度32分41秒 266. 454メートルの点 点3 基点第1号から109度28分21秒 104. 094メートルの点 点4 基点第1号から75度59分31秒 69. 198メートルの点	第二種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	個別	ー	なし
函海区第9号	えさん漁業協同組合	函館市地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 9(北海道水産林務部三角点 水D10～)から218度13分 35メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 3(北海道水産林務部三角点 水D11～)から58度28分43秒 209. 02メートルの点 点1 基点第1号から139度45分 1. 350メートルの点 点2 基点第2号から139度45分 1. 200メートルの点 点3 基点第2号から139度45分 400メートルの点 点4 基点第1号から139度45分 650メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	函館市鏡子町、新浜町、新八幡町、絵紙山町、新恵山町、富浦町、島泊町、元村町、恵山岬町、恵山町、柏野町、御崎町、古武井町、日ノ浜町、高岱町、吉畑町、豊浦町、大淵町、中浜町、女那川町、川上町、日和山町及び日浦町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
函海区第10号	えさん漁業協同組合	函館市地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 3(北海道水産林務部三角点 水D11～)から58度28分43秒 209. 02メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 11(北海道水産林務部三角点 水D11～)から191度19分 100メートルの点 点1 基点第1号から139度45分 800メートルの点 点2 点3から139度45分 350メートルの点 点3 点4から59度30分 450メートルの点 点4 基点第2号から139度45分 690メートルの点 点5 基点第2号から139度45分 100メートルの点 点6 基点第1号から139度45分 100メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	函館市鏡子町、新浜町、新八幡町、絵紙山町、新恵山町、富浦町、島泊町、元村町、恵山岬町、恵山町、柏野町、御崎町、古武井町、日ノ浜町、高岱町、吉畑町、豊浦町、大淵町、中浜町、女那川町、川上町、日和山町及び日浦町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
函海区第11号	戸井漁業協同組合	函館市地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、基点第2号、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 7(北海道水産林務部三角点 水D12～)から78度00分 580メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 7(北海道水産林務部三角点 水D12～) 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No. 9(北海道水産林務部三角点 水D12～)292度00分 175メートルの点 基点第4号 北海道水産林務部図根点 No. 9(北海道水産林務部三角点 水D12～)から229度49分 815メートルの点 点1 基点第1号から146度37分 200メートルの点 点2 基点第1号から146度37分 600メートルの点 点3 基点第4号から155度48分 600メートルの点 点4 基点第4号から155度48分 200メートルの点 点5 基点第3号から146度37分 400メートルの点 点6 基点第2号から115度10分 140メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	函館市原木町、新二見町、浜町、館町、泊町及び井才町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
函海区第12号	戸井漁業協同組合	函館市地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 4(北海道水産林務部三角点 水D15～)から242度35分 45メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 1(北海道水産林務部三角点 水D16～)から220度29分 388メートルの点 点1 基点第1号から146度00分 1、150メートルの点 点2 基点第2号から146度00分 900メートルの点 点3 基点第2号から146度00分 100メートルの点 点4 基点第1号から146度00分 350メートルの点		第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	函館市原木町、新二見町、浜町、館町、泊町及び弁才町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さ ^が それぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
函海区第13号	戸井漁業協同組合	函館市地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点No.1(北海道水産林務部三角点水D16～)から259度24分1.347メートルの点 基点第2号 函館市弁才町と潮田来町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から152度15分 800メートルの点 点2 基点第2号から161度00分 710メートルの点 点3 基点第2号から161度00分 230メートルの点 点4 基点第1号から152度15分 300メートルの点		第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	函館市原木町、新二見町、浜町、館町、泊町及び弁才町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さ ^が それぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
函海区第14号	戸井漁業協同組合	函館市地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 函館市釜谷町と小安町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から199度30分 450メートルの点 点2 点1から132度00分 660メートルの点 点3 点4から132度00分 660メートルの点 点4 基点第1号から199度30分 1,350メートルの点		第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	函館市潮田来町、汐首町及び釜谷町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さ ^が それぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
函海区第15号	戸井漁業協同組合	函館市地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 函館市釜谷町と小安町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 函館市小安町と石崎町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から221度58分 1、600メートルの点 点2 基点第2号から201度30分 1、600メートルの点 点3 基点第2号から201度30分 300メートルの点 点4 基点第1号から221度58分 300メートルの点		第一種区画漁業	こんぶ養殖業、わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	函館市小安町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さ ^が それぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
函海区第16号	函館市漁業協同組合	函館市地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 函館市小安町と石崎町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 函館市石崎町と古川町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から201度30分 2,000メートルの点 点2 基点第2号から196度45分 2,000メートルの点 点3 基点第2号から196度45分 300メートルの点 点4 基点第1号から201度30分 300メートルの点		第一種区画漁業	こんぶ養殖業、わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	函館市石崎町、白石町及び鶴野町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さ ^が それぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
函海区第17号	銭亀沢漁業協同組合	函館市地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 古川尻から278度18分07秒 839.92メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 古川尻から280度50分57秒 1,258.13メートルの点 点1 基点第1号から199度15分 1,005メートルの点 点2 基点第2号から199度15分 980メートルの点 点3 基点第2号から199度15分 620メートルの点 点4 基点第1号から199度15分 625メートルの点		第一種区画漁業	こんぶ養殖業、わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	函館市古川町、石倉町、新湊町及び銭亀町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さ ^が それぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
函海区第18号	銭亀沢漁業協同組合	函館市地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 黒岩から88度53分34秒 390.80メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 黒岩から269度28分18秒 464.34メートルの点 点1 基点第1号から193度08分 1,330メートルの点 点2 基点第2号から193度08分 1,120メートルの点 点3 基点第2号から193度08分 480メートルの点 点4 基点第1号から193度08分 700メートルの点		第一種区画漁業	こんぶ養殖業、わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	函館市古川町、石倉町、新湊町及び銭亀町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さ ^が それぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
函海区第19号	函館市漁業協同組合	函館市地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 函館市銭亀町と志海苔町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 6(北海道水産林務部三角点 水D28～) 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No. 7(北海道水産林務部三角点 水D28～) 基点第4号 国土地理院三角点 根崎野から285度36分53秒 1,863.16メートルの点 点1 点9から183度49分53秒 970.20メートルの点 点2 基点第2号から196度30分 2,000メートルの点 点3 基点第3号から194度24分 2,000メートルの点 点4 基点第4号から182度30分 2,130メートルの点 点5 基点第4号から182度30分 430メートルの点 点6 基点第3号から194度24分 300メートルの点 点7 基点第2号から196度30分 300メートルの点 点8 基点第1号から211度51分 300メートルの点 点9 基点第1号から211度51分 1,090.90メートルの点		第一種区画漁業	こんぶ養殖業、わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	函館市赤坂町、瀬戸川町、高松町、志海苔町及び根崎町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さ ^が それぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北斗海区第1号	上磯郡漁業協同組合	北斗市地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 黒森から208度20分07秒 557.38メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 8(国土地理院三角点 黒森(旧点)～)から266度26分 185メートルの点 基点第3号 大野川川口左岸導流堤基部 基点第4号 上磯町地籍図根点 T3 基点第5号 北斗市館野と矢不來の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から183度00分 1.240メートルの点 点2 点1から262度00分 780メートルの点 点3 基点第2号から158度30分 2.080メートルの点 点4 基点第5号から103度30分 2.510メートルの点 点5 基点第5号から103度30分 700メートルの点 点6 基点第4号から135度08分 700メートルの点 点7 基点第3号から函館港港界線上 700メートルの点 点8 基点第1号から183度00分 700メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業、わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	北斗市	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さ ^が それぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
北斗海区第2号	上磯郡漁業協同組合	北斗市地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北斗市館野と矢不來の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北斗市茂辺地と当別の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から103度30分 2.510メートルの点 点2 基点第2号から142度00分 2.320メートルの点 点3 基点第2号から142度00分 300メートルの点 点4 基点第1号から103度30分 500メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業、わかめ養殖業、ほたてがい養殖業、ほや養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	北斗市	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さ ^が それぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
北斗海区第3号	上磯郡漁業協同組合	北斗市地先	次の点1、点2、点3、点4、点5及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北斗市茂辺地と当別の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北斗市と木古内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 北斗市館野と矢不來の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から142度00分 2.320メートルの点 点2 点3から60度00分の線と点6と点1を結んで延長した線との交点 点3 基点第2号から152度40分 3.500メートルの点 点4 基点第2号から152度40分 500メートルの点 点5 基点第1号から142度00分 500メートルの点 点6 基点第3号から103度30分 2.510メートルの点	第一種区画漁業	あわび養殖業、こんぶ養殖業、わかめ養殖業、ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	北斗市	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さ ^が それぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
木海区第1号	上磯郡漁業協同組合	上磯郡木古内町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北斗市と木古内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 1(北海道水産林務部三角点 水D13～) 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No. 7(北海道水産林務部三角点 水D14～) 基点第4号 木古内町と知内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から152度40分 3.500メートルの点 点2 基点第4号から110度00分 3.500メートルの点 点3 基点第4号から110度00分 1.000メートルの点 点4 基点第3号から165度00分 1.440メートルの点 点5 基点第2号から147度00分 1.500メートルの点 点6 基点第1号から152度40分 1.500メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業、わかめ養殖業、うに養殖業、かき養殖業、ほたてがい養殖業、ほや養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	木古内町、知内町字中の川及び森越	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さ ^が それぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
木海区第2号	上磯郡漁業協同組合	上磯郡木古内町地先	次の基点第2号、点1、点2、基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 材そう牧場 基点第2号 基点第1号から150度54分03秒 555.21メートルの点 基点第3号 点2から331度00分 206メートルの点 点1 基点第2号から121度59分56秒 195メートルの点 点2 点1から219度33分03秒 444.76メートルの点		第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	木古内町	なし
木海区第3号	上磯郡漁業協同組合	上磯郡木古内町地先	次の基点第1号、点1、点2、基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 基点第3号から99度17分31秒 1.058.87メートルの点 基点第2号 点2から304度56分05秒 155メートルの点 基点第3号 国土地理院三角点 更木野 点1 基点第1号から139度42分56秒 155メートルの点 点2 点1から239度33分46秒 141.45メートルの点		第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	木古内町	なし
木海区第4号	上磯郡漁業協同組合	上磯郡木古内町地先	次の基点第1号、点1、点2、基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 基点第3号から143度43分49秒 651.28メートルの点 基点第2号 点2から0度00分00秒 126.66メートルの点 基点第3号 国土地理院三角点 仁ノ岱 点1 基点第1号から175度21分59秒 127.01メートルの点 点2 点1から267度49分04秒 245.56メートルの点		第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	木古内町	なし
木海区第5号	上磯郡漁業協同組合	上磯郡木古内町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 仁ノ岱 点1 基点第1号から240度39分00秒 1.428.02メートルの点 点2 点1から171度37分36秒 130.00メートルの点 点3 点2から276度58分28秒 262.79メートルの点 点4 点3から26度37分36秒 125.00メートルの点		第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	木古内町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
知海区第1号	上磯郡漁業協同組合	上磯郡知内町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 木古内町と知内町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 3(国土地理院三角点中ノ川～) 点1 基点第1号から110度00分 3.500メートルの点 点2 基点第2号から100度00分 3.550メートルの点 点3 基点第2号から90度30分 700メートルの点 点4 基点第1号から110度00分 700メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業、わかめ養殖業、かき養殖業、ほたてがい養殖業、ほや養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	知内町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
知海区第2号	上磯郡漁業協同組合	上磯郡知内町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 8(国土地理院三角点中ノ川～)から180度00分 500メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 味家岱から164度46分 561.29メートルの点 点1 基点第1号から90度30分 1.940メートルの点 点2 基点第2号から90度30分 2.000メートルの点 点3 基点第2号から90度30分 400メートルの点 点4 基点第1号から90度30分 340メートルの点	第一種区画漁業	あわび養殖業、うに養殖業、こんぶ養殖業、わかめ養殖業、ほや養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	知内町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
知海区第3号	上磯郡漁業協同組合	上磯郡知内町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 点1 X=-268453.474 Y=16560.561(座標系11系)(北緯41度34分58.8644秒 東経140度26分55.0061秒) 点2 X=-268441.891 Y=15060.807(座標系11系)(北緯41度34分59.3532秒 東経140度25分50.2467秒) 点3 X=-270758.783 Y=15236.997(座標系11系)(北緯41度33分44.2291秒 東経140度25分57.6507秒) 点4 X=-271317.187 Y=15679.533(座標系11系)(北緯41度33分26.0967秒 東経140度26分16.6986秒) 点5 X=-271326.782 Y=15679.533(座標系11系)(北緯41度33分25.7054秒 東経140度27分4.1550秒)	第一種区画漁業	あわび養殖業、うに養殖業、こんぶ養殖業、わかめ養殖業、かき養殖業、ほたてがい養殖業、ほや養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	知内町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
知海区第4号	上磯郡漁業協同組合	上磯郡知内町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 5(北海道水産林務部三角点 水D21～) 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 2(北海道水産林務部三角点 水D24～) 基点第3号 知内町と福島町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から112度00分 600メートルの点 点2 基点第2号から112度00分 600メートルの点	第一種区画漁業	あわび養殖業、うに養殖業、こんぶ養殖業、わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	知内町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
福海区第1号	福島吉岡漁業協同組合	松前郡福島町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 12(北海道水産林務部三角点 水D5～) 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 8(北海道水産林務部三角点 水D6～) 点1 基点第1号から182度 37分 30秒 660メートルの点 点2 基点第1号から196度 54分 1.190メートルの点 点3 基点第2号から154度 15分 970メートルの点 点4 基点第2号から163度 51分 280メートルの点 点5 基点第1号から227度 00分 360メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業、わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福島町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
福海区第2号	福島吉岡漁業協同組合	松前郡福島町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 6(北海道水産林務部三角点 水D7～) 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D8から127度30分 50メートルの点 基点第3号 福島町字白符と字宮歌の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から70度 45分 710メートルの点 点2 基点第1号から90度 26分 1,070メートルの点 点3 基点第2号から127度 30分 1,000メートルの点 点4 基点第3号から127度 30分 1,350メートルの点 点5 基点第3号から127度 30分 300メートルの点 点6 基点第2号から127度 30分 350メートルの点 点7 基点第1号から127度 30分 450メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業、わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福島町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
福海区第3号	福島吉岡漁業協同組合	松前郡福島町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 福島町字白符と字宮歌の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 18(北海道水産林務部三角点 水D8～) 点1 基点第1号から127度 30分 550メートルの点 点2 基点第1号から127度 30分 1,350メートルの点 点3 基点第2号から104度 30分 1,000メートルの点 点4 基点第2号から104度 30分 350メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業、わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福島町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
福海区第4号	福島吉岡漁業協同組合	松前郡福島町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 5(北海道水産林務部三角点 水D9～) 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D11 点1 基点第1号から 83度28分 260メートルの点 点2 基点第1号から106度57分30秒 740メートルの点 点3 基点第2号から66度08分 980メートルの点 点4 基点第2号から24度33分30秒 880メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業、わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	福島町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
松海区第1号	松前さくら漁業協同組合	松前郡松前町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 白神漁港西防波堤灯台(北緯41度24分41.12秒 東経140度10分15.44秒)から106度36分40秒 260.66メートルの点 基点第2号 白神漁港西防波堤灯台(北緯41度24分41.12秒 東経140度10分15.44秒)から91度21分40秒 192.79メートルの点 点1 基点第1号から226度38分 120メートルの点 点2 基点第2号から226度38分 126.55メートルの点 点3 基点第2号から226度38分 71.55メートルの点 点4 基点第1号から226度38分 65メートルの点	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松前町	なし
松海区第2号	松前さくら漁業協同組合	松前郡松前町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 点1 X＝－287327.520 Y＝－6700.290(座標系11系) 点2 X＝－287269.920 Y＝－6730.400(座標系11系) 漁場の区域 点3 X＝－287251.380 Y＝－6694.950(座標系11系) 点4 X＝－287308.990 Y＝－6664.840(座標系11系)	第一種区画漁業	ほっけ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
松海区第3号	松前さくら漁業協同組合	松前郡松前町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点 水D13から130度00分 375メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.10(北海道水産林務部三角点 水D13～) 点1 基点第1号から217度00分 650メートルの点 点2 基点第2号から217度00分 660メートルの点 点3 基点第2号から217度00分 360メートルの点 点4 基点第1号から217度00分 350メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業、わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
松海区第4号	松前さくら漁業協同組合	松前郡松前町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 大沢漁港西防波堤灯台(北緯41度25分34.32秒 東経140度08分31.38秒)から98度31分16秒 671.51メートルの点 点1 基点第1号から232度39分00秒 50メートルの点 点2 点1から232度39分00秒 21.70メートルの点 点3 点2から267度42分30秒 25.02メートルの点 点4 点3から337度33分30秒 24.88メートルの点 点5 点4から16度18分50秒 21.36メートルの点	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松前町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
松海区第5号	松前さくら漁業協同組合	松前郡松前町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 点1 X＝－285842.430 Y＝－9196.850(座標系11系) 点2 X＝－285830.120 Y＝－9157.480(座標系11系) 点3 X＝－285830.500 Y＝－9136.050(座標系11系) 点4 X＝－285824.620 Y＝－9135.990(座標系11系) 点5 X＝－285824.430 Y＝－9155.640(座標系11系) 点6 X＝－285804.610 Y＝－9087.080(座標系11系) 点7 X＝－285817.720 Y＝－9082.570(座標系11系) 点8 X＝－285826.390 Y＝－9093.470(座標系11系) 点9 X＝－285825.920 Y＝－9113.970(座標系11系) 点10 X＝－285831.810 Y＝－9113.890(座標系11系) 点11 X＝－285831.880 Y＝－9091.050(座標系11系) 点12 X＝－285859.240 Y＝－9127.470(座標系11系) 点13 X＝－285855.700 Y＝－9155.960(座標系11系) 点14 X＝－285858.900 Y＝－9156.020(座標系11系) 点15 X＝－285858.840 Y＝－9160.370(座標系11系)	第一種区画漁業	ほっけ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さが ⁶ それぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
松海区第6号	松前さくら漁業協同組合	松前郡松前町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 1(国土地理院三角点上野～)から272度39分 60メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 8(北海道水産林務部三角点 水D14～)から240度25分 120メートルの点 点1 基点第1号から170度00分 1.060メートルの点 点2 基点第2号から170度00分 1.030メートルの点 点3 基点第2号から170度00分 530メートルの点 点4 基点第1号から170度00分 560メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業、わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さが ⁶ それぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
松海区第7号	松前さくら漁業協同組合	松前郡松前町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 朝日漁港原点から257度31分25秒 847.966メートルの点 基点第2号 朝日漁港原点から257度21分23秒 892.899メートルの点 点1 基点第1号から164度15分 180メートルの点 点2 基点第2号から164度15分 180メートルの点 点3 基点第2号から164度15分 70メートルの点 点4 基点第1号から164度15分 70メートルの点	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	松前町	なし
松海区第8号	松前さくら漁業協同組合	松前郡松前町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 松前港外防波堤灯台(北緯41度25分14.82秒 東経140度05分38.90秒)から47度54分10秒 857.44メートルの点 基点第2号 松前港外防波堤灯台(北緯41度25分14.82秒 東経140度05分38.90秒)から42度45分50秒 746.64メートルの点 点1 基点第1号から192度57分50秒 225メートルの点 点2 基点第2号から192度57分50秒 170メートルの点 点3 基点第2号から192度57分50秒 120メートルの点 点4 基点第1号から192度57分50秒 175メートルの点	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	松前町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
松海区第9号	松前さくら漁業協同組合	松前郡松前町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 5(北海道水産林務部三角点 水D17～)から348度58分 180メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 4(国土地理院三角点 尽内中岱～) 点1 基点第1号から238度50分 1.060メートルの点 点2 基点第2号から238度50分 850メートルの点 点3 基点第2号から238度50分 350メートルの点 点4 基点第1号から238度50分 560メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
松海区第10号	松前さくら漁業協同組合	松前郡松前町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 点1 X＝－283596.360 Y＝－17525.780(座標系11系) 点2 X＝－283622.480 Y＝－17447.210(座標系11系) 点3 X＝－283645.270 Y＝－17456.420(座標系11系) 点4 X＝－283695.310 Y＝－17508.180(座標系11系) 点5 X＝－283648.900 Y＝－17543.930(座標系11系)	第一種区画漁業	ほっけ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
松海区第11号	松前さくら漁業協同組合	松前郡松前町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 点1 X＝－283426.246 Y＝－17538.527(座標系11系) 点2 X＝－283222.594 Y＝－17561.474(座標系11系) 点3 X＝－283223.003 Y＝－17519.699(座標系11系) 点4 X＝－283427.580 Y＝－17497.217(座標系11系)	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	松前町	なし
松海区第12号	松前さくら漁業協同組合	松前郡松前町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 大淵から323度28分35秒 947.96メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 大淵から323度46分24秒 988.91メートルの点 点1 基点第1号から254度38分40秒 120メートルの点 点2 基点第2号から254度38分40秒 110メートルの点 点3 基点第2号から254度38分40秒 50メートルの点 点4 基点第1号から254度38分40秒 60メートルの点	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	松前町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
松海区第13号	松前さくら漁業協同組合	松前郡松前町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 点1 X＝－280828.235 Y＝－19119.663(座標系11系) 点2 X＝－281007.713 Y＝－19024.546(座標系11系) 点3 X＝－281031.332 Y＝－19191.663(座標系11系) 点4 X＝－280853.096 Y＝－19283.300(座標系11系)	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
松海区第14号	松前さくら漁業協同組合	松前郡松前町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 点1 X＝－279731.636 Y＝－18984.302(座標系11系) 点2 X＝－279706.536 Y＝－19027.384(座標系11系) 点3 X＝－279675.429 Y＝－19008.512(座標系11系) 点4 X＝－279701.144 Y＝－18966.359(座標系11系)	第一種区画漁業	ほっけ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
松海区第15号	松前さくら漁業協同組合	松前郡松前町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 点1 X＝－279406.168 Y＝－19225.389(座標系11系) 点2 X＝－279374.790 Y＝－19192.830(座標系11系) 点3 X＝－279345.261 Y＝－19160.740(座標系11系) 点4 X＝－279382.415 Y＝－19109.342(座標系11系) 点5 X＝－279402.830 Y＝－19088.519(座標系11系) 点6 X＝－279443.409 Y＝－19141.515(座標系11系) 点7 X＝－279406.369 Y＝－19149.768(座標系11系) 点8 X＝－279450.653 Y＝－19201.383(座標系11系)	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
松海区第16号	松前さくら漁業協同組合	松前郡松前町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 茂草漁港第二西防波堤灯台(北緯41度29分36.28秒東経140度00分48.42秒)から149度17分42秒 395.378メートルの点 基点第2号 茂草漁港第二西防波堤灯台(北緯41度29分36.28秒東経140度00分48.42秒)から146度12分01秒 337.247メートルの点 点1 基点第1号から268度46分20秒 163メートルの点 点2 基点第2号から268度46分20秒 150メートルの点 点3 基点第2号から268度46分20秒 50メートルの点 点4 基点第1号から268度46分20秒 63メートルの点	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	松前町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
松海区 第17号	松前さくら漁業協同組合	松前郡松前町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 点1 X＝－278613. 210 Y＝－19665. 850(座標系11系) 点2 X＝－278613. 430 Y＝－19615. 790(座標系11系) 点3 X＝－278609. 250 Y＝－19598. 510(座標系11系) 点4 X＝－278587. 610 Y＝－19600. 630(座標系11系) 点5 X＝－278587. 660 Y＝－19620. 940(座標系11系) 点6 X＝－278560. 340 Y＝－19619. 700(座標系11系) 点7 X＝－278560. 010 Y＝－19665. 140(座標系11系)	第一種区画漁業	ほっけ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
松海区 第18号	松前さくら漁業協同組合	松前郡松前町地先	次の点1、点2、点3、点5、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 清部から239度49分37. 85秒 1. 116. 711メートルの点 点1 基点第1号から194度24分57秒 196. 993メートルの点 点2 基点第1号から214度07分34秒 160. 116メートルの点 点3 基点第1号から218度36分12秒 136. 707メートルの点 点4 基点第1号から161度19分24秒 111. 827メートルの点 点5 基点第1号から215度58分19秒 97. 059メートルの点	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	松前町	なし
松海区 第19号	松前さくら漁業協同組合	松前郡松前町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 角石野 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 2(国土地理院三角点 角石野～) 点1 基点第1号から250度52分 1. 230メートルの点 点2 点1から340度52分 1. 000メートルの点 点3 点2から70度52分 200メートルの点 点4 基点第2号から250度52分 650メートルの点 点5 基点第1号から250度52分 650メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
松海区 第20号	松前さくら漁業協同組合	松前郡松前町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 点1 X＝－272304. 700 Y＝－21920. 730(座標系11系) 点2 X＝－272261. 910 Y＝－21927. 910(座標系11系) 点3 X＝－272182. 700 Y＝－21954. 430(座標系11系) 点4 X＝－272175. 170 Y＝－21873. 960(座標系11系) 点5 X＝－272160. 220 Y＝－21828. 270(座標系11系) 点6 X＝－272266. 600 Y＝－21790. 780(座標系11系)	第一種区画漁業	ほっけ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
松海区 第21号	松前さくら漁業協同組合	松前郡松前町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 13(国土地理院三角点 角石野～)から346度47分 50メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 2(北海道水産林務部三角点 水D21～)から19度54分 100メートルの点 点1 基点第1号から250度52分 790メートルの点 点2 基点第2号から270度00分 1. 000メートルの点 点3 基点第2号から270度00分 400メートルの点 点4 基点第1号から250度52分 190メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体	松前町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
松海区 第22号	松前さくら漁業協同組合	松前郡松前町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 二越から201度37分35秒 518.79メートルの点 点1 基点第1号から237度01分50秒 130.28メートルの点 点2 基点第1号から252度18分40秒 139.45メートルの点 点3 基点第1号から296度43分10秒 121.48メートルの点 点4 基点第1号から287度04分20秒 88.87メートルの点		第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松前町	なし
松海区 第23号	松前さくら漁業協同組合	松前郡松前町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 原口漁港原点から184度45分34秒 695メートルの点 点1 基点第1号から272度16分18秒 140.768メートルの点 点2 基点第1号から300度52分47秒 175.377メートルの点 点3 基点第1号から340度00分00秒 59.300メートルの点 点4 基点第1号から235度00分03秒 39.500メートルの点		第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松前町	なし